

2019年10月27日 甲南大学

■裁判員裁判シナリオで学ぶ「落とし物」か「強盗致傷罪」か？

○2019年10月27日（日） オール甲南の集い参加企画

第1回 模擬裁判 1300～1350

第2回 模擬裁判 1400～1450

○模裁の枠組み～尋問・質問で念頭に置くべき争点

- ・被告人／甲南雅子（〇〇才）， 被害者・甲西太郎（30才）
- ・事件と法的な争点

- ① ズボンから落ちた封筒の評価～実は、他の客が忘れていったものではないか（→占有離脱物になる）。本当に被害者のもので、まだ占有があるか（→窃盗になる）。
- ② 被告人の主観はどうであったか？ 持ち去るのか、届けるのか？
- ③ 暴行の態様はどうであったか～「胸押し一両手のひら傷害」→評価？

○法的争点

事後強盗致傷罪（検察官） V. 封筒の持ち去り＝無罪。胸押し＝過失傷害→無罪

○配役（法科大学院関係者）

司会（解説）	佐藤恭宇さん（院生）
検察官役	東向有紀弁護士（甲南大学法・甲南大法科大学院出身）
弁護人役	森本圭典弁護士（甲南大法出身）
被告人役	田中雅子さん（同窓生）
被害者役	平垣和也さん（院生）
裁判長役	永原優香さん（院生）
あいさつ	渡辺ぎしゅう（院長， 弁護士）

○司会（解説）一解説一

（１）これは、甲南大学同窓会の方々に、裁判員裁判の様子を知ってもらうため、まとめた簡単な刑事裁判のシナリオです。刑事裁判の進め方と考え方の大筋を理解してもらうことを目的としています。時間は５０分。みなさんも一緒に裁判員となって事件について考えてみてください。

（２）裁判を始める前に、スタッフを紹介します。スタッフは全員甲南大学そして甲南大学法科大学院の修了生または院生です。皆様方の後輩、先輩になるメンバーです。どうぞ今後ともよろしくお願いします。

（３）それから、今回は、映画研究会の学生の方に、会の活動の一環として、模擬裁判について撮影をお願いすることになりました。

・代表の方、ひとこと、先輩にご挨拶をお願いします。

・代表・大西さん（経営学部２年生。２０１９年当時。）

（４）さて、裁判に戻しましょう。

事件は、シンプルです。みなさんも体験するような小さなできごとに光を当ててみましょう。

被告人・甲南雅子さんは、JR 摂津本山から明石に帰るため、まず各駅停車に乗り、三ノ宮で新快速に乗り換える予定でした。昭和何年生まれ、でしょうか。ここでは伏せておきましょう。被害者は、同じ電車の乗り合わせていた甲西太郎さん。当時３０歳です。起訴状をみてください。

電車の中のできごとです。太郎さんは、１０万円の入った封筒をうとうとしている内に、隣に座っていた被告人にすり取られたというのです。気がついて電車を降りて、犯人である被告人を追いかけます。プラットホームを大阪方面へ小走りに逃げる被告人を見つけて「封筒を返せ！」と怒鳴りながら左手を後ろから掴んで止めようとしたと言います。被告人は、振り向いて両手で思い切り胸をついてきた、思わずプラットホームに尻餅をつく形で倒され、そのとき、両手の平に怪我をした、というものです。被告人は駅員に取り押さえられます。

（５）刑法の規定をみてください。物を盗ったら窃盗。235条です。暴行や脅迫を加えて物を盗るのを強取といい、強盗になります。236条です。もう一つ。窃盗犯が盗られた物を取り替えられないように抵抗して暴行や脅迫をすると、「事後強盗」となります。238条です。

そして、強盗や事後強盗が相手に怪我をさせたら、強盗致傷罪、240条にあたります。無期懲役まで科している犯罪。だから、裁判員裁判が行われるのです。

（６）落とし物を拾った甲南雅子さんですが、なにが問題なのでしょう？

第１．封筒は本当に被害者のものだったのでしょうか。

第２．被告人は落とし物を駅員に届けるために封筒を持って行ったと言えるかどうか。

第３．被告人が胸を押し、甲西さんが転んで両手の平にそれぞれ１０日ほどの治療を要する擦過傷を負ったけれども、この程度で、無期刑に値する強盗致傷とまで言っているのかどうか。

では、早速法廷で被害者がどんな話をするのか聞いてみましょう。

## ■ 1 開廷

裁判長：では、開廷します。

## ■ 2 冒頭手続

裁判長：被告人、前に出なさい。

裁判長：名前は、何といいますか？

被告人：甲南雅子です。

裁判長：生年月日は？

被告人：昭和〇〇年〇〇月〇〇日です。

裁判長：本籍は、どこですか？

被告人：兵庫県明石市大明石町1丁目1番です。

裁判長：住所をいえますか？

被告人：兵庫県明石市大明石町1丁目1番23 マンション甲南101号です。

裁判長：職業は、何ですか？

被告人：無職です。

裁判長：では、これからあなたに対する事後強盗致傷被告事件について、審理を始めます。最初に検察官に起訴状を朗読してもらいます。そこで、立ってよく聞いていてください。

被告人：はい。

## ■ 3 起訴状朗読

検察官：公訴事実

被告人は、令和元年7月30日午後11時ころ、神戸市中央区布引町所在のJR西日本、三ノ宮駅に大阪方面から向かう普通電車の最後尾7号車両の車内において、座席に座っていた甲西太郎（当30年）の横に座った上、同人が酔いのため寝ているのを奇貨としてズボン後ろポケットに入れていた1万円札10枚の入った三井住友銀行名入りの封筒（時価約45円）を抜き取りこれを窃取し、折から三ノ宮駅に到着した普通電車から降りて逃走しようとしたところ、甲西太郎に犯行を発見されて追跡され、同電車の最後尾から同駅プラットホームを東方向に15メートルの地点で追いつかれて、同人より左手を捕まれるや、逮捕を免れるため、同人に対し両手でその胸部を突き飛ばし、プラットホームに転倒させる暴行を加え、よって、同人に対し両手掌にそれぞれ加療約10日を要する擦過傷を負わせたものである。

罪 名 及 び 罰 条

事後強盗致傷

刑法第238条、第240条

以上の事実について、ご審議をお願い致します。

## ■ 4 黙秘権告知

裁判長：これから、今朗読された事実についての審理を行いますが、審理に先立ち、被告人

に注意しておきます。被告人には、黙秘権があります。被告人は答えたくない質問に対しては答えを拒むことができますし、また、初めから終わりまで黙っていることもできます。答えたい質問にだけ答えることもできます。

また、質問に対して答えたいときには答えてもよいのですが、被告人がこの法廷で述べたことは、有利・不利を問わず証拠として用いられますから、そのことを念頭において答えるようにしてください。

## ■ 5 罪状認否—意見陳述

裁判長：その上で尋ねますが、起訴状の内容にどこか間違っているところがありますか？

被告人：私は、封筒をとってなんかいません。それに急に後ろから腕を捕まれて驚いて身を守るためにボンと押したら胸だっただけです。怪我したのは申し訳ないと思いますが、私の責任ではないです。

裁判長：封筒を電車の中で手にして外に出た事実はあったのですか。

被告人：それはそうしました。

裁判長：弁護人のご意見は？

弁護人：被告人の甲南雅子さんは、隣の席との間にお札が詰まっている封筒をみつけてこれを手にしたのは事実ですが、それは、落とし物として駅員に届けるための善意によるものです。封筒は他の客が忘れていった物であり、窃盗は不成立です。それに、腕を男に捕まれておとなしくしている女性はいません。抵抗します。胸をボンと押したらはずみで被害者が転んだだけです。窃盗が成立しても、事後強盗致傷罪が必要とする暴行・傷害の程度に至っておりません。したがって、雅子さんは無罪です。

・・・

◆司会役 本来はここで検察官の冒陳、弁護人の冒陳、いろいろな証拠の証拠調べが行われるのですが、それらはここでは省略して、早速、封筒を取られたという被害者の言い分を聞いてみましょう。検察官の尋問から始まります。

・・・

## ■ 6 被害者証人尋問

### ■主尋問—検察官の尋問

裁判長：引き続き証人尋問を行います。証人の方、証言台のところへ出てきてください。

お名前、住所などはさきほど書いて頂いたカードの通りですね。

証人：はい。

裁判長：いまからあなたに今回の事件のことでお話をうかがいますが、その前にうそを言わないという宣誓をしてもらいます。お手元の紙を読み上げてください。

証人：宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。

裁判長：いま、宣誓してもらったとおりです。もし、嘘の事実を述べたりすると、偽証罪に問われることがありますから、気をつけて証言してください。

証人は、長くなりますので、そこの椅子に腰掛けて下さい。

それでは、検察官、質問を始めてください。

検察官：では、検察官からお尋ねいたします。

あなたが、令和元年7月30日午後11時ころ、JR神戸線の電車でJR摂津本山駅から三ノ宮駅に向かう途中で起きた出来事についてお聞きします。

検察官：なにがあったか、簡単に裁判員と裁判官に説明してください。

証人：いや、だから、もってた封筒をこの女がスリして、ほんで、返せっていったら、いきなり胸ど突かれて、転ぶやろが、誰でも。ほんで怪我したんや。とんでもない女やで。いい年して人の金盗みやがって・・・

検察官：ちょっと順番に聞きます。この日どこから電車に乗ったのですか。

証人：西宮。

検察官：電車のどの辺りに座ったのですか。

証人：すぐ降りれるようにドアの横。すわったら眠たくなって寝込んだみたいです。そしたら、この女がそっとズボンから封筒をすったんや。

検察官：封筒はどこに入れてましたか。

証人：ズボンの後ろのポケットに突っ込んでおいた。

検察官：二つ折りにして？

証人：そうや、それをズボンのポケットに突っ込んでおいたんや。

検察官：その状態ではズボンから落ちやすいのでは？

証人：そんなことないすよ。ズボンのポケットきっちりしてるし、突っ込んでおけば無理に引っ張らない限り、落ちませんよ。

検察官：封筒の中にはなにが入っていたのですか。

証人：お札とか・・・

検察官：いくらくらい？

証人：それはいいでしょ。言わなくても・・・

検察官：事件にも関係があるので・・・

証人：ならばまあ、10万円位かな・・・

検察官：他には何が入っていましたか？

証人：いや、なにも入れてません。札だけです。

検察官：10万円。ちょっと大金ですが、持ち歩いていたのは何故ですか。

証人：ちょっとお金が要るから、持ってたんで・・・

検察官：三ノ宮駅につくまで寝入っていたのですか。

証人：そうみたいで、駅のアナウンスで目が覚めました。

検察官：目が覚めて、なにか気がつきましたか。

証人：ズボンの後ポケットに封筒が入っている感じがなくて、あれって思って席見たら落ちてなくて、そしたらおばさんが封筒を手にして電車降りるところが見えたから、「どろぼう、待て」とか怒鳴って、捕まえました。

検察官：どうやって捕まえたのですか。

証人：後から両手でおばさんの左手と思うんですが、捕まえて、「待て」と怒鳴りました。

検察官：どの辺りで捕まえましたか。

証人：なんかおばさん、小走りで走るからちょっと離れてたな。

検察官：何メートルくらいになりますか？

証 人：まあ 10 とか 15 とかかな。

検察官：左手ですか、捕まえたあと、どうになりましたか？

証 人：そしたら、いきなり振り向いて胸をどんとされました。

検察官：どんと、というと、つまりどうされたのですか？

証 人：いや、その両手でね、胸を思い切りつかれたんです。

検察官：あなたはどうになりましたか。

証 人：急やったから、支えられないで、勢いよく倒れました。

検察官：ひっくりかえった？

証 人：いえ、そこまでは踏ん張ったので。でも、かなり強く尻餅ついて、両手をプラットホームにバンとぶつけたのかな、駅長室行ってみて、かなり血がでて、すり切れてました。

検察官：病院には行きましたか？

証 人：はい、ちょっと警察の人に事情話して、それから救急車、呼んでもらって、行きました。

検察官：どれくらいのけがでしたか。

証 人：加療 10 日の擦過傷っていうんですかね。そうでした。

検察官：お金は戻りましたか？

証 人：えっと、なんか中身みて、写真とって、それで書類書いて、もどしてもらいました。

検察官：封筒はあなたのもので間違いない？

証 人：そうです、私が落としたんです。

検察官：封筒にはあなたのものとわかるものがなにも入っていませんでしたが、なぜですか？

証 人：いや～銀行で降ろして、置いてある銀行の封筒にお札だけ入れて持ってたから。他のものは財布に入れてます。

\*\*\*

■司会 検察官の主尋問、もう少し続きますが、裁判をもう少し先に進めましょう。次に、弁護人の反対尋問ですが、その一コマを見てみましょう。こんな様子です。

\*\*\*

## ■ 7 反対尋問（途中から、のイメージで・・・）

弁護人：あなた、今、御仕事はされていませんね。

証 人：してません。

弁護人：どうやって生活してますか。

証 人：親と同居してるんで、生活費は親の年金です。

弁護人：自分で仕事されたことはないですね。

証 人：まあ、大学出て、ちょっと行ったけど、なれなくて、うまくいなくて、親のところに居ます。

弁護人：どうやって 10 万円を手に入れたのですか。

検察官：異議。本件と関連性のない尋問です。

裁判長：弁護人、御意見は？

弁護人：本件封筒は他の客が置き忘れた可能性があります。この点を明らかにするために必要な尋問です。

裁判長：弁護人は尋問を続けてください。

弁護人：親御さんの年金で生活していて、なぜ10万円もこのとき持っていたのですか？

証人：いや、ちょっと必要があって、銀行から下ろしてきたから。

弁護人：お金を降ろしたときの明細書は封筒に入っていませんでしたね？

証人：それは下ろしてすぐに捨てたから……

弁護人：親御さんに事情を聞きましたが、この日お金を降ろす用事は頼んでいない、第一、そんな大金は口座にないとおっしゃってましたが？

検察官：異議。伝聞です。

裁判長：弁護人、御意見は？

弁護人：電話聴き取り書きとそのときの録音は手元にありますが、証拠調べ請求するまでもないので、電話聴き取り書きは検察官に事前に開示しております。

裁判長：検察官、開示は受けているのですね。

検察官：ですが、伝聞は伝聞です。

裁判長：異議は棄却します。弁護人、質問をもう一度。

弁護人：親御さんは銀行でお金を降ろす用事はそもそも頼むことがないと言っています。どうやってお金を入手したのですか？

証人：じいさん、ばあさん、ぼけてるから、忘れてるんです。

弁護人：親御さんのメインバンクは、長年三菱UFJですね。

証人：いや、それはわからない。

弁護人：今回の封筒は三井住友銀行のものでしょうか？

証人：いや、だから、お金は、知り合いが銀行で下ろして貸してくれたんで……

弁護人：ならば、なぜ最初からそう言わないのですか。

証人：友人まで裁判で名前出すと、迷惑かけるから……

弁護人：さきほど、甲南雅子さんがズボンから封筒をすり取るのを見た、と証言しましたね。

証人：えっと、そう言ったかな。

弁護人：2回、被告人が封筒をズボンのポケットからすり取ったとはっきりおっしゃいましたね。

証人：えっと、すられたから、そうやろ。

弁護人：しかし、あなた、三ノ宮駅まで寝込んでいたのでしょうか？

証人：いや、だから、封筒がないからすられたのかなと思ったから……

\*\*\*\*

**■司会** こんな反対尋問を聞いていますと、弁護人の狙いがどこにあるのか、徐々に分かってきますね。では、今度は、被告人がどんな弁解をするのか、聞いてみましょう。これも弁護人の質問の途中からになります。こんな様子です。

**\*この台詞の間に、証人と被告人は入れ替わること。\***

\*\*\*\*

## ■ 8 被告人質問（途中から・・・）

### ■ 弁護士 主質問

・・・

弁護士：じゃあ、いつ封筒があることに気が付いたのですか？

被告人：摂津本山で電車に乗って、すこし混んでて、でも座れたので、座ったんです。ちょっと用事があって、ラインで友達にメールしてたんです・・・

弁護士：いや、封筒に気づいたのはどの辺りですか？

被告人：ラインで用事が済んだら、もう六甲道でした。

弁護士：じゃあ、六甲道に着いた頃に封筒があるのに気が付いたのですね？

検察官：異議。誘導です。

裁判長：弁護士は質問を変えてください。

弁護士：あなた三ノ宮駅に着く前に封筒に気が付いたとさっきおっしゃったでしょう？

被告人：はい。

弁護士：だから、どこで封筒に気が付いたのですか。

被告人：ちょうど、私が男の人の横に座っていて、なにかお尻にあたるな～と思ったんです、そんなに気にしてなかったのですが、結構おおきな感じなので、変だなって思ったんです。

弁護士：変だなって思ったのはどこですか？

被告人：まだ席に座っていて、三ノ宮に着く前でした。

弁護士：変だとおもってどうしたのですか。

被告人：で、ちょっとおしりあげてみたら、隣の人と私のお尻の辺りに封筒があったんです。

弁護士：それを見つけたのは、どの駅のあたりですか。

被告人：確か、六甲道すぎたあたりかな。

弁護士：で、封筒を見つけてどうしたのですか。

被告人：それで、私のじゃないし、隣の方は寝ているし、聞けないし、どうしようかなって。

弁護士：で、どうしたのですか。

被告人：でも、なんか結構封筒にお札が入っている感じもしたので、駅員さんに届けようかなって思ったんです。

弁護士：となりの人には聞かなかったのですか。

被告人：寝てましたし・・・

弁護士：どうやって駅員さんに届けようとおもったのですか。

被告人：三ノ宮で降りるし、そのときに、渡そうかなって。

弁護士：で、三ノ宮についてどうなったのですか。

被告人：三ノ宮で、席立つときに、そっと封筒を手にもって電車を降りたんです。

弁護士：なぜそっと封筒をとったのですか。

被告人：でも、男の人が起きたら困るし・・・

弁護士：困る？何故？

被告人：でも、俺のだと言われたら、困るなと思ったので、気が付かないようにしたんです。

弁護士：でも、その人のものだったら、返せばいいじゃありませんか。

被告人：でも、なんですか、服装とかみたら、この人のかな～って思って、返せって言われ



たら、どうしようかと思ったんです。それで駅員さんに任せようと思って・・・

弁護人：じゃあ、封筒をそっと手にしてからどうしました？

被告人：降りてプラットホームで駅員さんに渡そうとしました。

弁護人：どうになりました？

被告人：さっきの男の人が、急に眼を覚まして、「こら俺が先に見つけたんだ、返せ」って怒鳴りました。

弁護人：待ってください。男の人がなんといったのですか。

被告人：「俺が先に見つけたんだ、返せ」って。

弁護人：男は「俺が先に見つけたんだ、返せ」と言った、その後はどうになりましたか。

被告人：やっぱりこの人、封筒に気づいていて、おしりで隠してたのかなって思いました。

弁護人：男も「おしりで隠してたのかな」と思ってから、どうしたのですか？

被告人：取られたら大変と思って、小走りで離れようと思いました。

弁護人：男の人はどうしましたか？

被告人：「泥棒、返せ」といって、私の左手を引っ張ったので、怖くて、振り向いて無我夢中で男の人を手で押しました。

弁護人：男の人はどうしましたか？

被告人：それでも私が持ってる封筒を取ろうとしたので、なんか変な格好で尻餅つきました。

弁護人：あなたが強く押したのですか？

被告人：いいえ。ふりむいてから手を離してもらおうと手で胸か肩か押しただけです。

弁護人：両手で？

被告人：いいえ、片手です。だって、右手には封筒をもってましたから・・・

弁護人：で、どうになりましたか？

被告人：駅員さんが来たら、男の人が先に「こいつ、おれの封筒をすって逃げた、とんでもない奴だ、捕まえてくれ！」って怒鳴って、それでなにがなんだか分からなくなって。

弁護人：駅員に説明はしましたか？

被告人：説明って。忘れ物なので拾ったっていったのですが、男の人が大声で、「寝てる隙に、こいつポケットからすりやがった。おれの封筒だ」と言い張って、それで警察が来て、なんか逮捕するとか言われました・・・

\*\*\*

■司会 被告人の言い分も、みなさん、分かってきたでしょうか。被告人には検察官も「反対質問」をします。こんな様子です。

\*\*\*

## ■ 9 検察官の反対質問など

検察官：あなた、電車降りて、大阪方面に向かいましたね？

被告人：どっちだったか、覚えていません。

検察官：あなたは、7車両編成の後尾の方、7号車に乗っていたでしょう？

被告人：ちょっと覚えてないのですが、いつも後の方です。

検察官：封筒を駅員に届けるなら、プラットホームから改札のある下の階におりなきや

ならないですね？知ってますね？

被告人：ええまま。

検察官：つまり，明石方面に歩いて行かないと，改札口に行けないでしょう？

被告人：はあ，そういえばそうですが・・・

検察官：7号車から大阪方面に行ってもホームがあるだけでしょう？

被告人：はあ。

検察官：駅員のいない方へ行ったのですね？

被告人：そう言われればそうですが・・・

検察官：このとき，少し遅れていた新快速がちょうど到着したでしょう？

被告人：はい。

検察官：小走りで新快速に乗ろうとしましたね？

被告人：いいえ，駅員さんに封筒を渡そうと思って・・・

検察官：そう思って，なぜ，中央口から反対方向に向かったのですか？

被告人：それは・・・気が付きませんでした。

検察官：あなたは，7号車，最後の車両に乗ってましたね。

被告人：はい。

検察官：最後の車両には車掌さんがいるのは知っているでしょう？

被告人：はい・・・

検察官：車掌に渡せばいいでしょう？

被告人：それもそうですが・・・

検察官：ならば，新快速の方に向かう必要ないでしょ？

被告人：はあ・・・

検察官：電車降りて，すぐ右手にいて窓から車掌さんに声かければ済むでしょ。

被告人：はい。

検察官：なぜそうしなかったのですか。

被告人：何故って言われても，駅員がいいかなと思ったから・・・

検察官：結局，あなた，反対ホームの新快速に向かって走りましたね？

被告人：あまり覚えていません。

検察官：この日，甲南大学で同窓会の会合がありましたね？

被告人：はい。

検察官：会合の席で，年金だけじゃ老後が大変だ，2000万円も貯金がない，どうしようかとぼやいていたそうですね？

弁護人：異議。関連性がありません。

裁判長：検察官，どうですか。

検察官：いえ，もう結構です。以上です。

\*\*\*\*

**■司会 こうして，いろいろな証拠の取調べが終わると，検察官が事件について意見を述べます。論告求刑です。ちょっと聞いてみましょう**

\*\*\*\*

## ■ 10 検察官の論告・求刑

(途中から・・・)

検察官：・・・つまり、被告人は、寝ている被害者のズボンのポケットから封筒がはみ出ているのに気付く、三ノ宮駅まで来たときに、被害者がまだ寝ているのを奇貨としてさりげなく封筒を抜き取ったか、電車に乗ったときに既にシートに封筒が落ちているのに気づきちょうどその上に座って隠しておき、三ノ宮で降りる際にさりげなく拾い上げた上、小走りで新快速へ向かったのです。「すり」あるいは「置き引き」と呼ばれる窃盗がこれで成立します。

さらに、被害者が被害に気が付いて、返せといているのに対して、両手で胸を強く押しました。刑法は、これを事後強盗と扱います。最初から暴行して盗むのと同じだからです。

さらに、不意を突かれた被害者は、不幸にも、転んでしまいました。

そして、プラットホームのざらついたコンクリートで手の平に怪我をしました。事後強盗が怪我をさせたのですから、事後強盗致傷にあたります。・・・

(まだ、続く・・・)

\*\*\*\*

■司会 検察官の言い分はこれくらいにして、では、弁護人の言い分はどうでしょうか。

\*\*\*\*

## ■ 11 弁護人の弁論

裁判長：では、次に弁護人の御意見をうかがいます。

弁護人：裁判員と裁判官のみなさん。

JR 神戸線、お乗りになることありませんか。

情景を思い浮かべてください。被告人の甲南雅子さんが用事を終えて摂津本山駅で各駅停車に乗る、席が空いていたので座ったら、隣に寝た様子の男の客が居る、ふとお尻になにかあたる感触がする、みると封筒だった、お札が入っている感じがする、もし男の人の姿・格好からみてその人のものと自然に思えるのであれば、「これ落ちてますよ」というでしょう。しかし、男の様子から違和観を感じて、封筒は駅員に届けることにしたのです。現に証言を聞いていても、被害者がどうやって10万円を入手したのかあいまいなままです。すくなくとも、甲南雅子さんが他の人の落とし物、と信じたことは不合理ではありません。

手を捕まれて、はずみで片手で押し返したことは、事故に留まります。犯罪というのであれば、過失致傷罪ですが、検察官はそんな罪では起訴をしていません。ですから、被告人は、無罪です。

## ■ 12 被告人の最終陳述

裁判長：被告人は、もう一度、証言台のところへでてきてください。

裁判長：これで審理をすべておわります。最後になにか言いたいことがあれば簡単に述べて

ください。

被告人：私は、お金を本当に落とした人がいたら困っていると思って、駅員に届ける積もりで封筒を手にとっただけです。さっきの男の人のものとは思えませんでした。ズボンから抜き取ることなどしていません。

裁判長：よろしいですか。次回に判決を言い渡します。次回期日は10月29日、来週火曜日の午後3時といたします。では、これで審理をすべて終えます。

\*\*\*\*\*

○司会 あちこちはしよりましたが、これが裁判員裁判の大きな流れです。すこし被告人に有利な事情説明になっているかもしれませんが、証人と被告人、どちらの話を採用して、どんな犯罪であったかを決めて、さらに刑の重さも決めること、これが裁判員と裁判官に委ねられています。今、この裁判員裁判はいろいろな問題に直面していますが、その一コマをみて、皆さん方は、市民が裁判に参加する意味はあるとお考えでしょうか。

○司会

◆終わりに～感想の発表、院長のあいさつなど

以上。